

第4章 今後の推進に向けて

全庁的な取組体制の構築

今後、本計画の運用により公共施設等の適切な管理を進め、安全・安心で持続的な施設サービスの提供を行うためには各所管課が連携し、全庁的に総合的かつ計画的な維持管理に取り組む必要があります。

本計画を所管する全庁横断的な組織として推進委員会を設置し、総合的かつ計画的に公共施設等を管理します。

そのために、各所管課が管理する施設保全に係る将来の情報を一元的に集約管理し、定期的に情報を更新します。これによって、各課が管理する公共施設等の修繕要望の優先順位を整理するとともに、大規模修繕・更新費用を平準化することで、財政負担の低減を図ります。